

資 料

イギリス2006年会社法 (2)

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

中 村 信 男
田 中 庸 介

イギリス2006年会社法（2）

- 第1編 通則（第1条～第6条）
- 第2編 会社の設立（第7条～第16条）
- 第8編 会社の社員（第112条～第144条）
- 第9編 社員の権利の行使（第145条～第153条）（以上、比較法学41巻2号）
- 第10編 会社の取締役 第1章～第4章（第154条～第226条）（本号）

第10編 会社の取締役 (a company's directors)

〔解説〕（第1章ないし第6章）

2006年会社法の第10編は会社の取締役に關する規定群からなる。イギリス会社法は、1908年会社法以降、取締役概念にかかる實質主義を採用し、取締役を、その名称の如何を問わず取締役たる地位を占める一切の者を含むと定義してきた（1985年会社法741条1項⁽¹⁾）。2006年会社法もこの立法主義を承継しており⁽²⁾、第250条において同様の定義規定をおいている。

それを前提に、まず第1章では、私会社と公開会社とのそれぞれの取締役の法定員数を定めた上で（私会社では1人以上、公開会社は2人以上）（第154条）、これまでイギリス法が法人取締役に認めてきた立法主義に一定の変更を加え、少なくとも一人の取締役が自然人でなければならないものとしている（第155条第1項）。ちなみに、取締役の選任義務の enforcement 手段として、所管の國務大臣に取締役の選任義務を怠っている会社に対し当該義務の遵守を命ずる権限を付与している（第156条）。イギリス会社法では、会社の運営面での私的自治の限界を認識してか、それを補完または是正するものとして行政・司法による比較的広範な関与が認められてきた。第156条に定める國務大臣の権限に關する規定は新設規定であるが⁽³⁾、こうしたイギリス会社法制の特徴の

(1) この立法主義が採用される経緯とその趣旨については、中村信男「イギリス法上の影の取締役」法研論集51号165頁以下を参照。

(2) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 278.

一環と位置づけることができよう。このほか、取締役の選任に関しては、自然人の取締役にかかる最低年齢規制を新たに導入しており、原則として16歳以上の者でなければならないとした上で（第157条1項）、既存の16歳未満の取締役については当該規定の施行後に地位を喪失するものとする（第159条第1項・第2項）一方、国務大臣に例外を設ける権限を付与する（第158条）。また、公開会社の取締役選任手続に関する特則として、1985年会社法292条は、株主全員の同意がない限り、取締役の選任決議を各別に行うことを要求していたが、2006年会社法第160条はこの取扱いを承継している。さらに、取締役選任決議が取り消されまたは無効となった場合でも当該取締役の行為がその影響を受けない旨の1985年会社法285条の立場⁽⁴⁾も、2006年会社法に引き継がれているが（第161条）、日本法にはこの種の明文規定を欠いているだけに、参考になろう。第162条以下は、すべての会社における取締役名簿（register of directors）の備置義務（第162条）、その記載事項（第163条～第166条）、取締役の選任・終任など記載内容に変更を生じさせる事実が発生した場合における会社の登記官への通知義務（第167条）、社員総会の普通決議による取締役の解任とその対象となる取締役の権利等（第168条・第169条）が規定されている。

第2章は、イギリス法において伝統的に判例法理に委ねられてきた取締役の会社に対する義務の明文化を図るものである。かねてイギリスでは取締役の一般的義務の制定法化が検討されてきたが、1998年に公表された法律委員会（the Law Commission）とスコットランド法律委員会（the Scottish Law Commission）の共同報告書において取締役の受託者の義務（fiduciary duties）の主要なものの制定法による明文化が勧告されていたのを受け、Company Law Review（CLR）も基本的にこれと同様の勧告を行っていた。ただ、CLRは、その際の留意点として、取締役の義務内容のいっそうの明確化を図ること、特に会社が誰の利益のために経営されるべきかの問題を現代の企業社会のあり方の観点から明示すること、また利益相反にかかるルールについて厳格すぎる取扱いの見直しを図ること等をあげていた。2006年会社法第2章はこうした勧告等を背景として、取締役の一般的義務の明文化を実現するものであるとされている⁽⁵⁾。その上で、第170条では、第171条ないし第177条に

(3) DTI, *ibid*, para. 283.

(4) 事実上の取締役（de facto director）にかかる規定である。事実上の取締役については、石山卓磨『事実上の取締役理論とその展開』（成文堂、1984年）参照。

定める取締役の一般的義務 (general duties) が会社に対する義務であることを確認した (第170条第1項) 後, その中の利益相反回避義務と第三者からの利益取得を禁ずる義務 (第175条・第176条) が取締役退任後も引き続き適用される旨を定める一方, 一般的義務が由来する判例法上の義務との関係についても定めをおいている (第170条第2項~第4項)。さらに, 注目すべきは, 取締役の一般的義務を影の取締役 (shadow director) も負う旨が明記されたことである (第170条第5項)。

第171条から第177条までの規定は取締役の一般的義務を具体的に規定する。紙幅の関係でその詳細に触れることはできないが, その内訳は, 定款を遵守し権限の範囲内において行為すべき義務 (第171条), 会社の成功を促進すべき義務 (第172条), 独立した判断を行うべき義務 (第173条), 合理的な注意, 技倆および勤勉さを用いるべき義務 (第174条), 利益相反回避義務 (第175条), 第三者からの利益受領を禁止する義務 (第176条), ならびに, 会社との取引に対する利害関係の開示義務 (第177条) である。このうち特筆すべきは, 第172条の会社の成功を促進すべき義務であり, 取締役の一般的義務の一つとして, 会社の成功を促すべき義務を新たに規定し, その義務の履行において株主以外の従業員や取引先, 地域社会等の利害関係者 (stakeholders) の利益が考慮される必要がある旨を明言している点である。株式会社は社会的公器であり, もはや単なる株主企業ではないとの株式会社観がその背景にあるのであろう。もっとも, この規定は, 1985年会社法第309条が取締役に社員の利益と同程度に考慮すべきことを義務付けていた従業員の利益の法的位置づけをやや後退させている憾みがあるほか, その強制方法も取締役の会社に対する他の受託者の義務と同様の方法でこれを enforcement しうるとされているため, そうした enforcement の権利を持つのが基本的に会社とされるイギリス法においては, どの程度の実効性があるのか疑問なしとしない。

第3章は, 会社が締結している既存の取引に対し取締役が直接または間接に有する利害関係の申告義務とその例外的免除 (第182条第1項・第3項~第6項), 申告の方法 (同条第2項, 第184条~第187条), 義務違反の場合の制裁 (第183条) について規定する。会社が締結することを計画している取引にかかる利害関係の申告義務は一般的義務の中に置かれており, 第3章が対象とするのは既存の取引に対する取締役の利害関係であるが, ともあれ, この問題を扱

(5) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, paras. 300-303.

っていた1985年会社法第317条とは多くの点で異なっている。

第4章は、取締役と会社間の取引のうち、長期の役務提供契約 (service contract)、重要財産譲渡、金銭貸付・準金銭貸付・信用取引、地位喪失を理由とする支払いの4種類の取引を取り上げ、各取引類型毎に、原則として社員の認許 (member approval) を要するものとした上で、その要件が免除される例外と、義務違反の場合の法的効果および制裁について規定する。このうち、長期の役務提供契約にかかる規制は、1985年会社法第319条が5年を超えるものを対象としていたのを改め、2年超の契約から適用され、規制強化を図っている。また、取締役のために会社が行う重要財産譲渡ならびに金銭貸付・準金銭貸付に対する規制は、当該会社の取締役だけにとどまらず支配会社 (holding company) の取締役のほか取締役・支配会社の取締役の関係者 (connected person) にまで拡張されている。他方で、金銭貸付・準金銭貸付については、これまでイギリス会社法がこれを原則として絶対的に禁止してきたのを改め、社員の認許による禁止解除を認めており、規制の緩和・合理化が図られている。また、取締役の地位喪失を理由とする支払いに対する規制については、基本的に1985年会社法の規律 (1985年会社法第312条～第316条) を踏襲しつつ、取締役の関係者に対する支払いや取締役以外の職務の喪失を理由とする支払い、事業譲渡や株式公開買付に際してなされるその種の支払い、支配会社取締役に対する支払い等にまで規制を拡張する一方、少額支払いにかかる規制の適用除外について規定しバランスを図っている。

第5章は、取締役の役務提供契約の定義を定めるとともに (第227条)、その写しの社員への開示、社員の閲覧等の請求権について規定する (第228条・第229条)。また、第5章の規定は、影の取締役にも適用される (第230条)。

第6章は、取締役または影の取締役でもある一人社員と会社間の契約についての特則を定めるものである。イギリスでは、1992年の改正で、EC第12指令 (89/667/EEC) を履行するため、私会社に限り一人会社を認めたが (1985年会社法第322条 B)、2006年会社法はこの取扱いを公開会社にまで拡大し、有限責任制の会社に関する限り、私会社と公開会社を問わず一人会社を認めている⁽⁶⁾。これを受け、第6章は、一人会社の一人社員が取締役または影の取締役でもある場合における会社と当該社員・取締役間の契約について、通常の事業過程で行われるものを除き、会社の利益の犠牲において行われる危険性が極め

(6) DTI, *ibid*, para. 422.

て高いとの認識のもと、書面による記録の作成を当該会社に義務付けるものである。当該記録は、とりわけ当該会社が支払い不能に陥った場合に清算人が関係者に対する責任追及等の証拠として利用することが予定されている⁽⁷⁾。

なお、第10編は基本的に2007年10月1日から施行されているが、155条ないし159条、175条ないし177条、180条1項・2項(の一部)・4項b号および181条2項・3項、ならびに、182条ないし187条の規定は2008年10月1日まで、また162条ないし167条および240条ないし247条の規定は2009年10月1日までに施行される予定である。

(中村信男)

〔条 文〕

第1章 取締役の選任及び解任 (APPOINTMENT AND REMOVAL OF DIRECTORS)

取締役を設置すべき要件 (Requirement to have directors)

第154条 取締役を設置すべき会社 (Companies required to have directors)

- (1) 私会社は、少なくとも1名の取締役を置かなければならない。
- (2) 公開会社は、少なくとも2名の取締役を置かなければならない。

第155条 少なくとも1名の自然人たる取締役を設置すべき会社 (Companies required to have at least one director who is a natural person)

- (1) 会社は、少なくとも1名の自然人たる取締役を置かなければならない。
- (2) 前項の要件は、自然人が取締役の地位 (the office of director) を単独法人⁽⁸⁾ (corporation sole) としてまたはその他の者として職務上有する場合には、充足される。

第156条 会社に対する選任命令 (Direction requiring company to make appointment)

- (1) 国務大臣において会社が第154条(取締役の人数に関する要件)、または、第155条(少なくとも1名の自然人たる取締役を置くべき要件)に違反しているものと認めるときは、国務大臣は、当該会社に対し、本条に基づく命令をなすことができる。
- (2) 命令においては、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (a) 会社が違反すると認められる制定法上の要件

(7) DTI, *ibid*, para. 421.

(8) 単独法人とは、集合法人 (corporation aggregate) に対するものであり、国王のほか司教・主教など一定の官職の承継者に法により永続的な法人格 (continuous legal personality) が付与されたものをいう。Black's Law Dictionary, 8th ed., (2004), p.366. また、森泉章(訳)「メイトランド『単独法人』」(一) 青山法学論集30巻1号161頁・「同」(二完) 青山法学論集30巻2号93頁も参照。

- (b) 命令に従うために当該会社がなさなければならない事項、および、
- (c) 当該会社が前号の事項をなさなければならない期間
 - 第 c 号の期間は、命令が発せられた日の後 1 ヶ月を下らず、且つ、3 ヶ月を越えないものでなければならない。
- (3) 命令においては、当該会社に対し、不遵守の結果をも示さなければならない。
- (4) 当該会社が第154条または第155条に違反している場合、命令に示された期間の満了前に次の各号に掲げる行為をなすことにより命令を遵守しなければならない。
 - (a) 必要な選任をなすこと、および、
 - (b) 第167条に基づき、前号の選任を通知すること。
- (5) 当該会社が必要な選任を既に行っているときは（または、その選任を行った限りにおいて）、命令に示された期間の満了前に、第167条に基づき、その選任を通知しなければならない。
- (6) 会社が本条に規定する命令を遵守しない場合、次の各号に掲げる者が有罪となる。
 - (a) 当該会社、および
 - (b) 任務懈怠のある当該会社の一切の役員
 - 本項の目的に関して、影の取締役はこれを会社の役員 (officer) とみなす。
- (7) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、標準スケールのレベル 5 を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル 5 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

選任 (Appointment)

第157条 取締役として選任され得る最低年齢 (Minimum age for appointment as director)

- (1) 16歳に達しない者は、これを会社の取締役に選任することができない。
 - (2) 前項の規定は、被選任者が前項の年齢に達するまで効力が生じないこととする選任の有効性には影響を及ぼさない。
 - (3) 会社の取締役の地位が、職務上、単独法人またはその他の者により担われている場合に、16歳に達していない者をその職務に任命するとしても、その者が16歳に達するまでは会社の取締役としての選任としての効力を有さない。
 - (4) 本条に違反して行われた選任は、無効である。
 - (5) 本条は、次の各号に掲げる場合、ある者が本条により有効に選任され得なかったとしても、会社法の規定に基づく責任に影響を及ぼさない。
 - (a) その者が取締役として行為することを意図する場合
 - (b) その者が影の取締役として行動する場合
 - (6) 本条は、第158条 (最低年齢要件の例外を定める権限) に従い、効力を有する。
- #### 第158条 最低年齢要件の例外を定める権限 (Power to provide for exception from minimum age requirement)

- (1) 国務大臣は、16歳に達していない者でもこれを会社の取締役役に選任することができる場合を規則をもって定めることができる。
- (2) 前項の規則は、前項の選任をなしうる事由または条件を明示しなければならない。
- (3) 前項に明示された事由が失われた場合、または、明示された条件が具備されなくなった場合、第1項の規則により選任された者が未だ16歳に達していないときは、その者は取締役としての地位を失う。
- (4) 第1項の規則においては、連合王国の異なる地域 (part) において異なる規定を設けることができる。

これは、異なる場合に異なる規制を設ける一般的な権限を妨げない。

- (5) 本条に基づく規制は、不採決決議手続 (negative resolution procedure) に服する。

第159条 現存する最低年齢未満の取締役 (Existing under-age directors)

- (1) 本条は、次の各号に掲げるいずれかの場合に適用される。
 - (a) 第157条 (取締役として選任され得る最低年齢) が施行される前に会社の取締役に選任された者が当該規定が施行された時点で未だ16歳に達していない場合、または、
 - (b) 会社の取締役の地位が、職務上、単独法人またはその他の者により担われ、且つ、その職務に任命された者が本条が施行された時点で未だ16歳に達しない場合
- (2) 前項の者は、第157条が施行された時点で取締役としての地位を失う。
- (3) 会社は、取締役名簿において必要な変更を行わなければならないが、その変更を登記官 (registrar) に通知することを要しない。
- (4) 登記官において (他の情報により) ある者が本条により会社の取締役の地位を失ったものと認める場合は、登記官はその事実を登記に記録しなければならない。

第160条 公開会社において個別に行われるべき取締役の選任 (Appointment of directors of public company to be voted on individually)

- (1) 公開会社の株主総会においては、当該会社の2人以上の取締役を1個の決議で選任する旨の提案は、当該総会において当該提案を行う旨の決議が反対投票なしに承認されない限り、これを行ってはならない。
- (2) 本条に違反してなされた決議は、その決議の時点において反対されたか否かにかかわらず、無効である。

本条に違反する決議が可決された場合、後任者が選任されない場合における退任取締役の自動再任の規定は、適用されない。

- (3) 本条の目的に関して、ある者の選任を承認することを求める提案、または、選任のためにある者を指名する提案は、その者の選任の提案とみなす。
- (4) 本条は、会社の定款 (articles) を変更する決議には適用されない。

第161条 取締役の行為の有効性 (Validity of acts of directors)

- (1) 取締役として行為する者の行為は、たとえ次の各号に掲げることが後に判明し

ても、有効である。

- (a) その者の選任に瑕疵があること
 - (b) その者が取締役の地位を有する資格を喪失したこと
 - (c) その者が取締役の地位を失ったこと
 - (d) その者が当該事項について議決権を行使することができなかったこと
- (2) 前項は、第160条（公開会社において個別に行われるべき取締役の選任）により取締役選任決議が無効となっても、適用される。

取締役名簿等 (Register of directors, etc)

第162条 取締役名簿 (Register of directors)

- (1) すべての会社は、取締役名簿を備え置かなければならない。
- (2) 取締役名簿には、当該会社の取締役である者のそれぞれについて、所定の事項（第163条、第164条、および、第166条参照。）が記載されなければならない。
- (3) 取締役名簿は、次の各号に掲げる場所において、閲覧に供されなければならない。
 - (a) 当該会社の登記営業所
 - (b) 第1136条に基づき規則をもって定められた場所
- (4) 会社は、登記官に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。但し、取締役名簿がいつでも当該会社の登記営業所において閲覧に供されているときは、この限りではない。
 - (a) 取締役名簿が閲覧に供されている場所、および、
 - (b) 前号の場所の変更
- (5) 取締役名簿は、次の各号に掲げるの者による閲覧に供されなければならない。
 - (a) 無償による当該会社の社員による閲覧
 - (b) 所定の費用の支払いをもってする社員以外の者による閲覧
- (6) 第1項、第2項または第3項の違反があった場合、第4項の違反が14日継続した場合、または、第5項に基づく閲覧が拒否された場合には、次の各号に掲げる者が有罪となる。
 - (a) 当該会社、および、
 - (b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員

本項の目的に関して、影の取締役はこれを会社の役員とみなす。
- (7) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル5を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル5の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。
- (8) 取締役名簿の閲覧が拒否された場合、裁判所は、命令をもって取締役名簿の即時の閲覧を強制することができる。

第163条 取締役に関する登録事項：自然人 (Particulars of directors to be registered : individuals)

(1) 会社の取締役名簿は、自然人の場合には、次の各号に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (a) 氏名、および、旧名称 (former name)
- (b) 連絡先住所 (service address)
- (c) その者が通常居住する国または州 (または連合王国内の場所)
- (d) 国籍
- (e) 職業 (もし就業している場合)
- (f) 生年月日

(2) 本条の目的に関して「氏名」とは、その者の洗礼名 (またはその他の名) および姓をいう。但し、次の各号に掲げる場合は称号を、洗礼名 (またはその他の名) および姓に代えて、または、そのいずれかまたは双方と共に、記載することができる。

- (a) その者が貴族である場合、または、
- (b) その者が称号 (title) により通常知られている者である場合

(3) 本条の目的に関して「旧名称」とは、その者が事業上の目的のためにかつて知られていた名称をいう。

ある者が現在、または、かつて、2以上の名称により知られていた場合、その各々の名称が記載されなければならない。

(4) 次の各号に掲げる場合は、取締役名簿は旧名称に係る事項を含むことを要しない。

- (a) 貴族または英国の称号により通常知られている者にあつては、その称号の選択または承継の前にその氏名によりその者が知られていた場合
- (b) いかなる者であっても、その者の旧名称が、
 - (i) その者が16歳に達する前に変更され、または、使用されなくなった場合、または、
 - (ii) 20年以上の間において、変更され、または、使用されなかった場合。

(5) 連絡先住所は、これを「会社の登記営業所」と記載することができる。

第164条 取締役に関する登録事項：法人取締役および企業 (Particulars of directors to be registered: corporate directors and firms)

会社の取締役名簿は、法人、または、適用法によって法人とされる企業 (firm) の場合、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

- (a) 法人名または企業名
- (b) 登記営業所または主たる営業所
- (c) 第1会社法指令 (First Company Law Directive) (68/151/EEC) が適用される欧州会社 (EEA Company) にあつては、
 - (i) 当該指令第3条に定める会社登記簿が備え置かれている登記所に関する事項 (関連する国に関する事項を含む。)、および、
 - (ii) 当該登記所における登記番号
- (d) 前3号以外の場合、
 - (i) 当該会社または企業の法的形態、および、適用を受ける法、および、

- (ii) 当該する場合は、当該会社等が登記されている登記所（国に関する事項を含む。）およびその登記所における登記番号

第165条 取締役住所録 (Register of directors' residential addresses)

- (1) すべての会社は、取締役住所録を備え置かなければならない。
- (2) 取締役住所録は、当該会社の各取締役が通常居住する住所を表示しなければならない。
- (3) 取締役が通常居住する住所が（当該会社の取締役名簿に記された）当該取締役の連絡先住所と同じである場合、取締役住所録は、その旨を記載すれば足りる。
- (4) 本条の違反がある場合、次の各号に掲げる者が有罪となる。
- (a) 当該会社、および
- (b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員
- 本項の目的に関して、影の取締役はこれを会社の役員とみなす。
- (5) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル5を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル5の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。
- (6) 本条は、自然人である取締役にのみ適用され、取締役が法人または適用法により法人とされる企業である場合には適用されない。

第166条 取締役に関する登録事項：規則制定権限 (Particulars of directors to be registered : power to make regulations)

- (1) 国務大臣は、取締役名簿、または取締役住所録に含まれるべき事項を追加または削除するために、規則をもって、第163（取締役に関する登録事項：自然人）、第164条（取締役に関する登録事項：法人取締役および企業）、または、第165条（取締役住所録）を改正する規定を設けることができる。
- (2) 本条に基づく規則は、採決決議手続（affirmative resolution procedure）に服する。

第167条 変更事項を登記官に通知する義務 (Duty to notify registrar of changes)

- (1) 会社は、次の各号に掲げる時から14日以内に、登記官に対し、その変更、および、その変更が生じた日を通知しなければならない。
- (a) ある者が取締役に就任し、もしくは、その地位を失った時、または、
- (b) 当該会社の取締役名簿または取締役住所録に含まれた事項に変更が生じた時
- (2) ある者が当該会社の取締役に就任した旨の通知は、
- (a) 当該新任取締役について、取締役名簿、および取締役住所録に含めることを要する事項を含み、かつ
- (b) 取締役の地位において行為することに対するその者の承諾を伴うものでなければならない。
- (3) 会社が、
- (a) 取締役名簿に記載された取締役の連絡先住所の変更を通知し、かつ、
- (b) 前号の通知に、当該会社の取締役住所録に記載された事項に生じる変更につ

いての通知が伴わない場合、

a 号の通知には、取締役住所録の記載事項に変更がない旨の説明を付さなければならない。

(4) 本条の違反がある場合、次の各号に掲げる者有罪となる。

(a) 当該会社、および

(b) 当該会社の任務懈怠のあるすべての役員

本項の目的に関して、影の取締役はこれを会社の役員とみなす。

(5) 本条に基づいて有罪となる者は、陪審によらない有罪判決に基づき、標準スケールのレベル5を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル5の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

解任 (Removal)

第168条 取締役を解任する決議 (Resolution to remove director)

(1) 会社は、当該会社と取締役との間の合意内容の如何にかかわらず、その任期の満了前に、株主総会における普通決議により、取締役を解任することができる。

(2) 本条に基づいて取締役を解任する決議、または、当該総会において解任される取締役に代わって別の者を取締役を選任する決議については、特別通知 (special notice) を行わなければならない。

(3) 本条に基づく取締役の解任により生ずる欠員は、当該取締役の解任がなされた株主総会において補充がなされない限り、臨時の欠員 (casual vacancy) としてこれを補充することができる。

(4) 本条に基づいて解任された者の代わりに取締役として選任された者は、これを、その者または他の取締役が退任すべき時を決するという目的のために、解任取締役が最後に取締役に選任された日において取締役となったものとみなす。

(5) 本条は、

(a) 本条に基づいて解任された者から、取締役としての任用の終了、または、取締役としての選任とともに終了する一切の任用に関し、その者に支払われるべき報酬または損害賠償の請求権をなく奪するものとしてこれを解釈しないものとし、また、

(b) 本条に拠らずに存在する取締役解任権を妨げるものとしてこれを解釈しないものとする。

第169条 解任に対する取締役の不服意見申述権 (Director's right to protest against removal)

(1) 第168条に基づき取締役を解任する決議案の通知を受けた場合、会社は直ちに、その通知の写しを当該取締役に交付しなければならない。

(2) 当該取締役は (会社の社員であると否とを問わず) 株主総会において当該決議につき意見を聞いてもらうことができる。

(3) 第168条に基づき取締役を解任する決議案の通知が行われた場合において、当該

取締役が当該決議案に関する（合理的な長さを超えない）不服意見表明書（representations in writing）を当該会社に提出し、それを当該会社の社員に対して通知することを求めたときは、その不服意見表明書が時期に遅れて会社により受領されたものでない限り、当該会社は、

- (a) 当該会社の社員に対して行われる当該決議に係るすべての通知において、取締役の不服意見の表明が行われた事実を記載しなければならない、かつ、
 - (b) (会社が取締役の不服意見表明書を受領した前後を問わず) 株主総会招集通知（notice of the meeting）を送付するすべての当該会社の社員に対して、当該不服意見表明書の写しを送付しなければならない。
- (4) 取締役の不服意見表明書を受領が遅きに過ぎたため、または、会社の過失のために、前項の要求するところに従って取締役の不服意見表明書の写しが送付されなかった場合、当該取締役は（口頭での意見表明を聞いてもらうことができる権利を害されることなく）、当該不服意見表明書を株主総会において読み上げさせることを求めることができる。
- (5) 会社、または、権利を侵害されたことを主張する他の者の申立てにより、裁判所が本条によって付与される権利が濫用されるものと認めた場合には、取締役の不服意見表明書の写しはこれを送付することを要せず、また、株主総会において取締役の不服意見申立書を読み上げることを要しない。
- (6) 裁判所は、第5項に基づく申立てに係る当該会社の費用（スコットランドでは、経費）について、当該申立ての当事者であるか否かにかかわらず、当該取締役がその全部または一部を支払うべきことを命じることができる。

[田中庸介]

第2章 取締役の一般的義務 (General duties of directors) 通則 (Introductory)

第170条 一般的義務の範囲および性質 (Scope and nature of general duties)

- (1) 第171条ないし第177条に定める一般的義務は、会社の取締役がこれを当該会社に対して負う。
- (2) 取締役でなくなった者は、引き続き次の各号に掲げる義務に服する。
 - (a) その者が取締役であった時に認識するに至った一切の財産、情報または機会
の流用に関する第175条の義務（利益相反を回避すべき義務）、および、
 - (b) その者が取締役でなくなる前に行ったことまたは行わなかったことに関する
第176条の義務（第三者から利益を受領してはならない義務）
 本項に定める限度で、上の各号に掲げる義務は、これを元取締役に準用する。
- (3) 一般的義務は、取締役に対する関係で適用されるものとして一定のコモンロー・ルールおよび衡平法原則に基づくものであり、取締役が会社に対し負う義務に関しては当該コモンロー・ルールおよび衡平法原則に代わって効力を有する
- (4) 一般的義務は、コモンロー・ルールおよび衡平法原則と同様の方法でこれを解

釈し適用するものとする。一般的義務の解釈および適用に当たっては、対応するコンロー・ルールおよび衡平法原則を参酌するものとする。

(5) 一般的義務は、対応するコンロー・ルールおよび衡平法原則が影の取締役⁽⁹⁾に適用される場合は、その限りにおいて、影の取締役に適用される⁽¹⁰⁾。

-
- (9) 影の取締役 (shadow director) とは、会社に対する関係で、その者の指示または指図に従って当該会社の取締役 (the directors) が行為するのを常とする者をいう (2006年会社法第251条第1項)。但し、ある者が専門家の資格において行う助言 (advice) に従って取締役が行為するという理由だけでは、当該者は影の取締役として扱われず (同条第2項)、また、法人についても、その従属会社 (subsidiary) の取締役 (the directors) が当該法人の指示または指図に従って行為しているのを常とするという理由だけでは、当該法人は、第10編の第2章 (取締役の一般的義務)、第4章 (社員の認許を要する取引) または第6章 (取締役でもある1人社員との契約) の目的に関連して当該従属会社の影の取締役として扱われない (同条第3項)。しかし、後者の法人に関する例外的扱いは、該当する規定に限り認められるものであって (限定列举)、影の取締役について定めるその他の会社法等の規定の適用においては、従属会社の取締役に對し通例的指揮を行っている支配会社は当該従属会社の影の取締役として扱われることになる。

なお、影の取締役規制については、中村・前掲論文 (注1)、中村信男「イギリス法上の影の取締役規制の展開および法的位置づけの変容と日本法への示唆」石山卓磨ほか編著『(酒巻俊雄先生古稀記念) 21世紀の企業法制』(商事法務、2003年) 537頁以下、石山卓磨「英国法における事実上の取締役と影の取締役との関係」奥島孝康教授還暦記念論文編集委員会編『比較会社法研究 (奥島孝康教授還暦記念第一巻)』(成文堂、1999年) 3頁以下を参照。

- (10) この規定の意義については必ずしも見解の統一を見ていない。近時の判例 (Ultraframe (UK) Ltd v Fielding [2005] EWHC 1638 (Ch)) において、Lewison 判事は、影の取締役は取締役の受託者の義務のすべてを負うわけではないと判示する。こうした立場に立てば、会社の実質的な支配者ともいべき影の取締役の負う義務の範囲は限定的なものと解されることになろう。学説上は、むしろこの判例の立場に批判的な見解が有力に提唱されている。D. D. Prentice and Jenny Payne, Director's Fiduciary Duties, 122 LQR 558, 561-563を参照。筆者が2007年8月に川島いづみ早稲田大学教授および本間美奈子久留米大学准教授とともに行った2006年イギリス会社法に関する現地調査において、インタビューに応じてくださった London School of Economics の Paul Davies 教授からも、影の取締役が法律上の取締役や事実上の取締役と同様の責任を負うと解するべきとの回答を得ている。

また、2006年会社法第170条第5項については、その趣旨が曖昧であり満足のいくものでないとの批判が早くも寄せられている。D. D. Prentice and

一般的義務 (The general duties)

第171条 権限の範囲内において行わすべき義務 (Duty to act within powers)

会社の取締役は、

- (a) 会社の定款 (constitution) に従って行為しなければならない、かつ、
- (b) 権限を、当該権限が付与された目的のためにのみ行使しなければならない。

第172条 会社の成功を促進すべき義務 (Duty to promote the success of the company)

(1) 会社の取締役は、当該会社の社員全体の利益のために当該会社の成功 (success) を促進する可能性が最も大きいであろうと誠実に考えるところに従って行為しなければならない、且つ、そのように行為するに当たり (特に) 次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

- (a) 一切の意思決定により長期的に生じる可能性のある結果 (the likely consequences of any decision in the long term)
- (b) 当該会社の従業員の利益
- (c) 供給業者、顧客その他の者と当該会社との事業上の関係 (business relationships) の発展を促す必要性
- (d) 当該会社の事業 (operations) のもたらす地域社会 (the community) および環境への影響
- (e) 当該会社がその事業活動 (business conduct) の水準の高さに係る評判を維持することの有用性 (desirability)
- (f) 当該会社の社員相互間の取扱いにおいて公正に行為する必要性

(2) 会社の目的 (the purposes) が、その社員の利益以外の目的から成るとき、または社員の利益以外の目的を含む限りにおいて、第1項は、当該会社の社員の利益のために当該会社の成功を促進するとは、当該目的を達成することをいうものとしてその効力を有する。

(3) 本条により課される義務は、取締役に対し一定の状況において当該会社の債権者の利益を考慮しまたは当該会社の債権者の利益において行為することを要求する一切の法規 (enactment) またはコモンロー・ルール (rule of law) に従うことを条件として、効力を有する。

第173条 独立した判断を行うべき義務 (Duty to exercise independent judgment)

(1) 会社の取締役は、独立した判断を行わなければならない。

(2) 取締役が次の各号に掲げる行為をすることは、前項の義務に違反することにならない。

- (a) 当該会社が正式に締結した、当該会社の取締役による将来の裁量権の行使を制限する合意に従って行為すること、または、
- (b) 当該会社の定款 (constitution) によって認められた方法に従うこと

第174条 合理的な注意, 技倆および勤勉さを用いるべき義務 (Duty to exercise reasonable care, skill and diligence)⁽¹¹⁾

- (1) 会社の取締役は, 合理的な注意, 技倆および勤勉さを用いなければならない。
- (2) 前号の合理的な注意, 技倆および勤勉さとは, 次の各号に掲げるものを備えた, 合理的な注意力を有する者であれば用いるであろう注意, 技倆および勤勉さを意味する。

(a) 当該会社に対する関係で当該取締役が遂行する職務を遂行する者に合理的に期待することができる一般的な知識, 技倆および経験, ならびに,

(b) 当該取締役が有する一般的な知識, 技倆および経験

第175条 利益相反を回避すべき義務 (Duty to avoid conflicts of interest)

(1) 会社の取締役は, 自らが当該会社の利益 (the interests) と相反または相反するおそれのある直接的または間接的な利害関係を有または有する可能性のある状況を回避しなければならない。

(2) 前項は, 特に, 一切の財産, 情報または機会の流用にこれを適用する (また, 当該会社が当該財産, 情報または機会を利用できるかどうかは問わない)。

(3) 第1項の義務は, 当該会社との取引または取決め (transaction or arrangement) に関連して生ずる利益相反にはこれを適用しない。

(4) 次の各号に掲げる場合は, 第1項の義務に違反しない。

(a) 当該状況が, 合理的に, 利益相反を生じさせる可能性があるものとはみなせない場合, または,

(b) 当該問題が取締役 (the directors) によって承認されている場合

(5) 取締役が前項の承認 (authorisation) を行うことができるのは, 次の各号に掲げるいずれかの場合である。

(a) 当該会社が私会社である場合において, 当該会社の定款 (constitution) に当該承認を無効とする旨の定めがないとき。この場合は, 当該問題が取締役 (the directors) に提案され, 取締役 (the directors) の承認を得るという方法による。

(b) 当該会社が公開会社である場合において, 当該会社の定款が, 取締役 (the directors) に対し当該問題の承認を授権する旨の定めを含んでいるとき。この場合は, 当該問題が定款に従って取締役 (the directors) に提案され取締役 (the directors) の承認を得るという方法による。

(6) 前項の承認は, 次の各号に掲げる条件を満たす場合に限り効力を有する。

(11) 本条に定める取締役の注意義務につき, 川島いづみ「イギリス会社法における取締役の注意義務」比較法学41巻1号1頁以下, 特に13頁以下を参照。また, コモンローに基づいて形成されてきたイギリス法上の取締役の注意義務の制定法化に至るまでの経緯については, 川島・前掲論文のほか, 石山卓磨「英国会社法における取締役の義務規定の改定」石山卓磨ほか編著『酒巻俊雄先生古稀記念』21世紀の企業法制』(商事法務, 2003年) 81頁以下も詳しい。

- (a) 当該問題の検討が行われる会議体における定足数に関する一切の要件が、当該取締役またはその他一切の利害関係取締役を除いて充足されていること、且つ、
- (b) 当該問題が、利害関係取締役の議決権行使を除いて現実に合意されたか、または、利害関係取締役の議決権を算入しなかったとすれば合意されていたであろうこと
- (7) 本条において利益相反とは、利益と義務の相反および義務の相反を含む。

第176条 第三者から利益を受領してはならない義務 (Duty not to accept benefits from third parties)

- (1) 会社の取締役は、次の各号に掲げるいずれかの理由により第三者から利益を受領してはならない。
- (a) 取締役であること、または、
- (b) 取締役として何かを行うこと（もしくは行わないこと）
- (2) 「第三者」とは、当該会社、当該会社の関連法人 (associated body corporate)、または、当該会社もしくは関連法人のために行為する者のいずれでもない者を意味する。
- (3) 取締役が、その者を介して自己の（取締役その他の立場での）職務を当該会社に提供している者から受領した利益は、これを第三者によって付与されたものとみなさない。
- (4) 利益の受領が合理的に利益相反を生じさせる可能性があるるとみなせない場合は、第1項の義務に違反しない。
- (5) 本条において利益相反とは、利益と義務の相反および義務の相反を含む。

第177条 取引または取決めの計画に対する利害関係を申告すべき義務 (Duty to declare interest in proposed transaction or arrangement)

- (1) 会社の取締役が何らかの方法で、当該会社との取引または取決めの計画に対し直接または間接に利害関係を有する場合は、当該取締役は、他のすべての取締役に對し当該利害関係の性質および程度を申告しなければならない。
- (2) 前項の申告は、これを次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができる（但し、その方法によって行うことは要しない。）。
- (a) 取締役会 (a meeting or the directors) での申告、または、
- (b) (i) 第184条（書面での通知）もしくは (ii) 第185条（包括的通知 (general notice)）に従って当該取締役が行う通知
- (3) 本条に基づく利害関係の申告が不正確または不完全であるとわかった場合、または、不正確または不完全となる場合は、追加の申告を行わなければならない。
- (4) 本条により要求される一切の申告は、当該会社が当該取引または取決めを行う前にこれを行わなければならない。
- (5) 本条は、取締役が利害関係を認識していない場合または取締役が当該取引または取決めを認識していない場合は、利害関係の申告を要求しない。

本項の目的に関して、取締役は、当該取締役が合理的に認識すべき問題については

これを認識しているものとみなされる。

(6) 次の各号に掲げるいずれかの場合、取締役は利害関係を申告することを要しない。

- (a) 当該利害関係が、合理的に、利益相反を生じさせる可能性があるとはみなせない場合、
- (b) 他のすべての取締役が当該利害関係につきすでに認識している場合またはその限りにおいて（また、本号の目的に関して、他のすべての取締役は、合理的に認識しているべき事項についてはこれを認識しているものとみなされる。）、または、
- (c) 当該利害関係が、(i) 取締役会 (a meeting of the directors)、もしくは、(ii) 当該会社の定款 (constitution) に基づきその目的のために設置された取締役の委員会のいずれかによって検討されたかまたは検討されることとなっている当該取締役の任用契約 (service contract) の条項に関連する場合

補則 (Supplementary provisions)

第178条 一般的義務の違反による民事上の効果 (Civil consequences of breach of general duties)

- (1) 第171条ないし第177条の義務の違反（または違反のおそれ）の効果は、対応するコモンロー・ルールまたは衡平法原則が適用された場合に生ずるのと同様である。
- (2) 第171条ないし第177条（第174条（合理的な注意、技倆および勤勉さを用いるべき義務）を除く。）における義務は、会社に対し当該会社の取締役が負うその他の一切の受託者的義務 (fiduciary duty) と同様の方法でこれを強制することができる⁽¹²⁾。

第179条 一般的義務が重畳適用される場合

別段の定めがある場合を除き、一般的義務のうちの2以上の義務は、これをある特定の場合に重畳的に適用することができる。

第180条 社員による同意、認許または授權 (Consent, approval or authorization by members)

(12) 第178条第2項の文言から明らかなように、2006年会社法171条以下に規定される取締役の一般的義務（第174条の義務を除く。）は、取締役が会社に対して負う受託者的義務のすべてを成文化したものではない。Hannigan and Prentice, *supra* note 9, at para. 3. 60. もっとも、同項の規定によると、取締役の一般的義務に対する違反があっても、取締役の会社に対する他の受託者的義務と同様の方法でこれを enforcement しうとされているが、イギリス法では、そうした enforcement の権利を持つのは基本的に会社とされてきたので、特に第172条において株主以外の利害関係者の利益に対する考慮義務を取締役に課しても、結局、株主以外の利害関係者には強制手段が用意されないために、当該義務は訓示的なものにとどまらざるを得ないであろう。

(1) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、取引または取決めは、当該会社の社員 (the members) の同意または認許を要求するコモンロー・ルールまたは衡平法原則によって無効とされない。

(a) 第175条 (利益相反を回避すべき義務) が、取締役 (the directors) による承認をもって遵守される場合、または、

(b) 第177条 (取引または取決めの計画に対する利害関係を申告すべき義務) が遵守される場合

(2) 一般的義務の適用は、当該場合が第4章 (社員の認許を要する取引) にも該当するという事実によって妨げられない。第4章が適用される場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第175条 (利益相反を回避すべき義務) または第176条 (第三者から利益を受領してはならない義務) を遵守することも要しない。

(a) 認許が第4章に基づいて与えられるとき、または、

(b) 問題が、認許を要しないと定められているものであるとき

(3) 一般的義務の遵守は、第4章 (社員の認許を要する取引) の該当規定に基づく認許の要件を排除しない。

(4) 一般的義務は、

(a) 会社の承認がなければ義務違反となる、取締役の全員または一部による作為 (または不作為) について当該会社が個別にまたは包括的に (specifically or generally) 承認を与えることを認める一切の法準則 (rule of law) に従うことを条件として、効力を有し、且つ、

(b) 当該会社の定款 (articles) が利益相反を取り扱う規定を含んでいる場合には、当該規定に従っている限り、取締役の全員または一部による作為または不作為によってはその違反とならない。

第181条 チャリティ会社 (charitable company) に関する規定の修正

(1) 本章の規定は、チャリティ団体 (a charity) である会社に対する適用においては、本条に従って効力を有する。

(2) 第175条 (利益相反を回避すべき義務) は、次の各号に定めるところに従い効力を有する。

(a) (利益相反を回避すべき義務の適用を当該会社との取引または取決めの場合に排除する) 第3項は、「(3) 第1項の義務は、当該会社の定款 (articles) において当該義務の適用の排除を認めている場合またはその限りにおいて、当該会社との取引または取決めに關して生ずる利益相反に適用されない。ただし、当該会社の定款が当該義務の適用の排除を認めることができるのは、当該会社の定款において明示された種類の取引または取決めに限る。」とこれを読み替える。

(b) (会社の取締役が第175条に基づき取引または取決めに對して承認を与えることができる方法を定める) 第5項は、「(5) 承認は、当該会社の定款が取締役 (the directors) に対し当該問題の承認を授權する旨の定めを含んでいる場合にこれを取締役 (the directors) が与えることができる。この場合は、当該問題が定款に従って取締役 (the directors) に提案され、取締役 (the directors) の承

認を得るという方法による。」とこれを読み替える。

(3) (本章に基づく一定の義務について、第4章に基づき社員の認許を得るべき要件の適用を受けない場合に関してその適用を排除する) 第180条2項b号は、当該会社の定款 (articles) において当該義務の適用の排除を認めている場合に限りまたはその限りにおいて、適用される。当該会社の定款が当該義務の適用の排除を認めることができるのは、当該会社の定款において明示された種類の取引または取決めに限る。

(4) 1993年チャリティ法 (the Charities Act 1993) (c.10) の第26条第5項 (チャリティ財産の処分等を承認するチャリティ委員会 (Charity Commission) の権限) の後に次の規定を挿入する。

「(5A) 会社であるチャリティ団体の場合、本条に基づく命令は、ある行為が、2006年会社法第10編第2章 (取締役の一般的義務) に基づき会社の取締役に課される義務の違反を伴うとしても、当該行為を承認することができる。」

(5) 本条は、これをスコットランドには適用しない。

第3章 既存の取引または取決めに對する利害關係の申告

(Declaration of interest in existing transaction or arrangement)

第182条 既存の取引または取決めに對する利害關係の申告 (Declaration of interest in existing transaction or arrangement)

(1) 会社の取締役が何らかの方法で、当該会社によって既に締結されている取引または取決めに對し直接または間接に利害關係を有する場合は、当該取締役は、本条に従い他の取締役全員に對し当該利害關係の性質および程度を申告しなければならない。

(2) 前項の申告はこれを次のいずれかの方法により行わなければならない。

(a) 取締役会 (a meeting or the directors) での申告

(b) 書面での通知 (第184条参照)、または、

(c) 包括的通知 (general notice) (第185条参照)

(3) 本条に基づく利害關係の申告が不正確または不完全であるとわかった場合、または、不正確または不完全となる場合は、追加の申告を行わなければならない。

(4) 本条により要求される一切の申告は、合理的に実行できるようになったときに直ちにこれを行わなければならない。

(5) 本条は、取締役が利害關係を認識していない場合または取締役が当該取引または取決めに認識していない場合は、利害關係の申告を要求しない。

本項の目的に関して、取締役は、当該取締役が合理的に認識すべき問題についてはこれを認識しているものとみなされる。

(6) 次の各号に掲げるいずれかの場合は、取締役は利害關係を申告することを要しない。

(a) 当該利害關係が、合理的に、利益相反を生じさせる可能性があるとはみなせない場合、

(b) 他のすべての取締役が当該利害關係につきすでに認識している場合またはそ

の限りにおいて (また、本号の目的に関して、他のすべての取締役は、合理的に認識しているべき事項については認識しているものとみなされる)、または、
 (c) 当該利害関係が、(i) 取締役会 (a meeting of the directors)、もしくは、
 (ii) 当該会社の定款 (constitution) に基づきその目的のために設置された取締役の委員会によって検討されたまたは検討されるべき当該取締役の任用契約 (service contract) の条項に関連する場合

第183条 申告義務違反に関する罪 (Offence of failure to declare interest)

- (1) 第182条の要件 (既存の取引または取決めに対する利害関係の申告) の遵守を怠る取締役は、有罪となる。
- (2) 本条に基づき有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決の場合 (on conviction on indictment) は、罰金 (fine)
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合 (on summary conviction) は、法定最高額を超えない罰金

第184条 書面による通知をもって行われる申告 (Declaration made by notice in writing)

- (1) 本条は、これを書面による通知をもって行われる利害関係の申告に適用する。
- (2) 取締役は、他の取締役全員に対し通知を送付しなければならない。
- (3) 利害関係の通知は、書面をもって (in hard copy form)、または、受領者が電磁的方法 (electronic form) により通知を受けることに合意しているときは合意された電磁的方法をもって、これを送付することができる。
- (4) 利害関係の通知は、次の各号に掲げるいずれかの方法により送付することができる。
- (a) 手交もしくは郵送による方法、または、
- (b) 受領者が電磁的方法 (electronic form) により通知を受けることに合意しているときは合意された電磁的方法による方法
- (5) 取締役が本条に従い書面による通知をもって利害関係を申告する場合、
- (a) 当該申告を行うことは、これを当該通知が発せられる後に最初に開催される取締役会における議事の一部を構成するものとみなし、
- (b) 第248条 (取締役会の議事録) の規定は、当該申告が当該取締役会において行われたものとしてこれを適用する。

第185条 十分な申告とみなされる包括的通知 (General notice treated as sufficient declaration)

- (1) 本条に従って行われる包括的通知は、当該通知が関連する問題に対する関係で、十分な利害関係の申告となる。
- (2) 包括的通知とは、次の各号に掲げるいずれかの趣旨の、会社の取締役 (the directors) に対してなされる通知である。
- (a) 取締役が、特定の法人または企業 (specified body corporate or firm) に対し (構成員、役員、従業員その他の立場において) 利害関係を有し、通知の日以後に当該法人または企業との間において締結することができる一切の取引または

取決めに對し利害關係を有するものとみなされる旨、または、

(b) 取締役が特定者 (a specified person) (法人または企業を除く。) と関連を有し、通知の日以後に当該特定者との間において締結することができる一切の取引または取決めに對し利害關係を有するものとみなされる旨

(3) 包括的通知は、当該取締役が当該法人もしくは企業に対して有する利害關係の性質および程度を、または、場合によっては当該取締役と当該特定者との關係の性質を示さなければならない。

(4) 包括的通知は、次の各号に掲げるいずれかの場合には効力を有しない。

(a) 包括的通知が取締役会において行われない場合、または、

(b) 当該取締役が、包括的通知が行われる後に最初に開催される取締役会において当該包括的通知が上程され読み上げられることを確保する合理的手続きを講じない場合

第186条 取締役が1人である会社の場合における利害關係の申告 (Declaration of interest in case of company with sole director)

(1) 取締役が2人以上あることを要する会社において1人しかいない取締役につき第182条 (既存の取引または取決めに對する利害關係を申告すべき義務) に基づく利害關係の申告が要求される場合は、

(a) 当該申告は書面にこれを記録しなければならない、

(b) 当該申告を行うことは、これを当該通知が発せられる後に最初に開催される取締役会における議事の一部を構成するものとみなし、

(c) 第248条 (取締役会の議事録) の規定は、当該申告が当該取締役会において行われたものとしてこれを適用する。

(2) 本条は、第231条 (取締役でもある一人社員との契約：書面に記載しまたは議事録に記載すべき契約条項) の適用を妨げない。

第187条 既存の取引に對する利害關係の影の取締役による申告 (Declaration of interest in existing transaction by shadow director)

(1) 第182条 (既存の取引または取決めに對する利害關係を申告すべき義務) に基づく義務に関する本章の規定は、これを取締役に對すると同様、影の取締役にも適用するが、次項以下の修正に服する。

(2) 第182条第2項 a 号 (取締役会での申告) は、これを適用しない。

(3) 第185条 (十分な申告とみなされる包括的通知) において、第4項 (取締役会において行われ、または取締役会において上程され読み上げられるべき通知) は、これを適用しない。

(4) 影の取締役による包括的通知は、第184条に従い書面による通知をもって行われ、効力を有しない。

第 4 章 社員の認許を要する取締役との取引

(Transaction with directors requiring approval of members)

任用契約 (Service contract)

第188条 取締役の長期任用契約：社員の認許の要件 (Directors' long-term service contract: requirement of members' approval)

(1) 本条は、次の各号のいずれかに掲げる取締役の任用契約において、当該取締役の任用 (employment) の確約期間 (the guaranteed term) が 2 年を超えまたは 2 年を超える可能性のある旨を定める契約条項に適用される。

(a) 当該取締役が取締役として属する会社との間の任用契約、または、

(b) 当該取締役が支配会社の取締役である場合は支配会社およびその従属会社からなる企業グループ (the group) 内における任用契約

(2) 会社は、前項の契約条項に対し同意することができない。但し、当該条項が次の各号に掲げる方法により認許されている場合はこの限りでない。

(a) 当該会社の社員 (the members) の決議、および、

(b) 支配会社の取締役の場合は当該会社の支配会社の社員の決議

(3) 取締役の任用の確約期間とは、次の各号に掲げるいずれかの期間をいう。

(a) (もしある場合は) 取締役の任用が (i) (最初の合意に基づく) と最初の合意に従って締結された新たな合意に基づくとを問わず) 当該会社の求めによらずに継続することとなる、または継続され得る期間、もしくは

(b) 当該会社が告知により終了させることができる任用の場合は通知を行うために要する期間、

または、(a) 号の期間と (b) 号の期間をともに有する任用の場合は双方の期間を合計した期間

(4) 取締役の任用の確約期間の満了時の 6 ヶ月以上前に当該会社が (最初の契約によりまたは最初の契約に基づいて契約の他方当事者に付与された権利の行使によることなく) 任用契約を更新する場合は、本条は、新たな契約の確約期間に最初の契約の期間の内の未経過の期間が加算されたものとしてこれを適用する。

(5) 本条が適用される契約条項を認許する決議は、当該契約条項を含む契約案を明示した覚書 (memorandum) が次の各号に掲げる方法により社員に供せられない限り、これを行うことができない。

(a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付または提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、

(b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする 15 日以上の期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法

(6) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。

(a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、

(b) 他の法人の完全従属会社である法人

(7) 本条において「任用」(employment)とは、取締役の任用契約に基づく一切の任用を意味する。

第189条 取締役の長期任用契約：違反に対する民事上の効果 (Directors' long-term service contract : Civil consequences of contravention)

会社が第188条(取締役の長期任用契約：社員の認許の要件)に違反して契約条項に合意した場合は、

(a) 当該契約条項は、その違反の範囲においてこれを無効とし、且つ、

(b) 当該契約は、これを、当該会社に対し当該契約を合理的な通知を行うことにより何時でも終了させることができる権利を与える条項を含むものとみなす。

重要財産取引 (Substantial property transaction)

第190条 重要財産取引：社員の認許の要件 (Substantial property transaction : requirement of members' approval)

(1) 会社は次の各号に掲げる取決めに締結することができない。

(a) 当該会社もしくはその支配会社の取締役または当該会社もしくはその支配会社の取締役の関係者が当該会社から(直接または間接に)重要な非金銭資産を取得または取得することとなる取決め、または、

(b) 当該会社が当該会社もしくはその支配会社の取締役または当該会社もしくはその支配会社の取締役の関係者から(直接または間接に)重要な非金銭資産を取得または取得することとなる取決め

但し、当該取決めが当該会社の社員の決議により認許されている場合、または、当該会社の決議による認許が得られることを条件としている場合は、この限りでない。

「重要な非金銭資産」の意義については、第191条を参照せよ。

(2) 取締役または取締役の関係者が当該会社の支配会社の取締役またはその関係者である場合は、前項の取決めは、前項の要件に加えて、当該支配会社の社員の決議により認許されているかまたは当該支配会社の社員の決議により認許されることを条件とするものでもなければならない。

(3) 会社は、本条により要求される認許を得ていない限り、一切の責任を負わないものとする。

(4) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。

(a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、

(b) 他の法人の完全従属会社である法人

(5) 本条の目的に関して、

(a) 複数の非金銭資産を目的とする取決め、または、

(b) 非金銭資産を目的とする複数の連続した取決めの一つである取決めは、

これを、当該取決めまたは場合により複数の連続した取決めの目的であるすべ

ての非金銭資産の総額に相当する価額を有する非金銭資産を目的とするものとみなすものとする。

(6) 本条は、これを、取決めが次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する限り、当該取決めに適用しない。

(a) 当該取決めが、会社の取締役がその任用契約に基づいて受け取ることができる物に関連する場合、または、

(b) 当該取決めが、第215条(社員の認許を要する支払い)において定義される地位喪失を理由とする支払い(payment for loss of office)に関連する場合

第191条 「重要な」の意義 (Meaning of “substantial”)

(1) 本条は、第190条(重要財産取引にかかる社員の認許の要件)にいう「重要な」非金銭資産の意味を定めるものである。

(2) 資産が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、会社にとって重要な資産となる。

(a) 資産の価額(value)が当該会社の資産額(asset value)の10%を超え、且つ、5千ポンドを超える場合、または、

(b) 資産の価額が10万ポンドを超える場合

(3) 本条の目的に関して、会社の「資産額」は、いかなる時においても次の各号に掲げるいずれかをいう。

(a) 当該会社の直近の法定計算書類(most recent statutory accounts)により算定された当該会社の純資産の額、または、

(b) 法定計算書類が作成されていない場合は、当該会社の払込済み株式資本の額

(4) 会社の法定計算書類とは、第15編に従って作成される当該会社の年次計算書類をいい、「直近の」法定計算書類とは、当該計算書類を社員に送付する時(第424条参照)が最も近い法定計算書類をいう。

(5) 資産が重要な資産であるかどうかは、当該取決めが締結される時点を基準時としてこれを決するものとする。

第192条 社員または他のグループ会社を相手とする取引にかかる例外 (Exception for transaction with members or other group companies)

第190条(重要財産取引にかかる社員の認許の要件)に基づく認許は、次の各号に掲げる取引には要しない。

(a) 会社との間である者が当該会社の社員たる資格において行う取引、または、

(b) (i) 支配会社とその完全従属会社との間の取引、もしくは、(ii) 支配会社を共通にする2つの完全従属会社の間における取引

第193条 清算または財産管理中の会社の場合における例外 (Exception in case of company in winding up or administration)

(1) 本条は、次の各号に掲げるいずれかの会社にこれを適用する。

(a) 清算中の会社(但し、清算が社員の申立てによる任意清算(a members' voluntary winding up)である場合は除く。)、または、

(b) 1986年支払不能法(c.45)(the Insolvency Act 1986)または1989年支払不能

(北アイルランド) 令 (S. I. 1989/2405 (N. I. 19) (the Insolvency (Northern Ireland) Order 1989) の附則 (Schedule) B1にいう財産管理 (administration) に服している会社

(2) 第190条 (重要財産取引にかかる社員の認許の要件) に基づく認許は、次の各号に掲げるものには要しない。

- (a) 本条が適用される会社の社員、または、
- (b) 本条が適用される会社が締結する取決め

第194条 公認投資取引所における取引にかかる例外 (Exception for transaction on recognised investment exchange)

(1) 第190条 (重要財産取引にかかる社員の認許の要件) に基づく認許は、公認投資取引所 (recognised investment exchange) において取締役またはその関係者により行われる取引であって、当該取引に関して独立プロセカールとして行為する者の取次ぎにより行われるものについては、これを要しない。

(2) 本条の目的に関して、

- (a) 「独立プロセカール」とは、取締役またはその関係者から独立して当該取引の相手方を選択する者をいい、
- (b) 「公認投資取引所」は、2000年金融サービス・市場法 (c.8) の第18編におけると同一の意味を有する。

第195条 財産取引：違反に対する民事上の効果 (Property transactions: Civil consequences of contravention)

(1) 本条は、これを、会社が第190条 (重要財産取引にかかる社員の認許の要件) に違反して取決めを締結する場合に適用する。

(2) 前項の取決めおよび (当該会社によるとその他の者によるとを問わず) 当該取決めの履行として行われる一切の取引は、当該会社の選択によりこれを無効とすることができる。但し、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (a) 当該取決めまたは取引の目的 (the subject matter) であった金銭その他の資産の回復 (restitution) がもはや不能である場合、
- (b) 当該会社が本条に従い当該会社の被った損失または損害について第三者による補償を受けている場合、または、
- (c) 当該取決めまたは取引の当事者でない者が誠実に、有償で、且つ、違反につき現実に知らずに取得した権利が無効主張により影響を受ける場合

(3) 第190条に違反する取決めまたは取引が無効とされたか否かにかかわらず、第4項に定める者はそれぞれ次の各号に掲げる責任を負う。

- (a) 当該会社に対しその者が当該取決めまたは取引によって直接または間接に得た利得 (gain) を返還する (account) 責任
- (b) (本条に基づく責任を負う他の者と連帯して (jointly and severally)) 当該会社に対し当該取決めまたは取引から生ずる一切の損失または損害を賠償する (indemnify) 責任

(4) 前項の責任を負う者は、次の各号に掲げる者である。

- (a) 当該会社が第190条に違反する取決めに締結した相手方たる、当該会社またはその支配会社の取締役
 - (b) 当該会社が第190条に違反する取決めに締結した、当該会社またはその支配会社の取締役の関係者
 - (c) 前号の者が関係を有する当該会社またはその支配会社の取締役
 - (d) 当該取決めまたは当該取決めの履行としてなされた一切の取引を承認した当該会社のすべての取締役
- (5) 第3項および第4項は、第6項および第7項に従う。
- (6) 会社が第190条に違反して当該会社またはその支配会社の取締役の関係者と締結した取決めの場合に、当該取締役が、当該会社による第190条の遵守を確保するためのあらゆる合理的措置を講じたことを証明するときは、当該取締役は第4項c号による責任を負わない。
- (7) いかなる場合でも、
- (a) 当該会社またはその支配会社の取締役の関係者が第4項b号による責任を負わず、
 - (b) 取締役が第4項d号による責任を負わないのは、
当該関係者または取締役が、当該取決めが締結された時において第190条違反を構成する関連事実 (the relevant circumstances) を知らなかったことを証明するときである。
- (8) 本条は、これを、当該取決めまたは取引に対する異議申立てを認めまたは会社に対する何らかの責任を生じさせる他の一切の法規 (enactment) またはコモンロー・ルール (rule of law) の適用を排除するものとして解釈しないものとする。

第196条 財産取引：追認の効果 (Property transactions: effect of subsequent affirmation)

第190条 (重要財産取引にかかる社員の認許の要件) に違反する取決めまたは取引が会社によって締結される場合であっても、合理的な期間内に当該取決めまたは取引が次の各号に掲げる方法により追認されるときは、当該取決めまたは取引はもはや第195条に基づいてこれを無効とすることができない。

- (a) 第190条第1項の違反の場合には、当該会社の社員の決議、および、
- (b) 第190条第2項の違反の場合には、当該会社の支配会社の社員の決議

金銭貸付、準金銭貸付および信用取引

(Loans, quasi-loans and credit transactions)

第197条 取締役に対する金銭貸付：社員の認許の要件 (Loans to directors: requirement of members' approval)

- (1) 会社は次の各号に掲げる取引を行ってはならない。
- (a) 当該会社またはその支配会社の取締役に対して金銭貸付 (loan) を行うこと、または、
 - (b) 前号の取締役に対し第三者が行う金銭貸付に関連して保証を行いまは担保

を提供すること

但し、当該取引が当該会社の社員の決議によって認許されている場合は、この限りでない。

(2) 前項の取締役が支配会社の取締役である場合は、当該取引は、支配会社の社員の決議によっても認許されたものでなければならない。

(3) 本条が適用される取引を認許する決議は、第4項に定める事項を明示した覚書(memorandum)が次の各号に掲げる方法により社員に供せられない限り、これを行うことができない。

(a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付または提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、

(b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする15日以上の期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法

(4) 開示すべき事項は次の各号に掲げる事項である。

(a) 当該取引の性質、

(b) 金銭貸付の額および金銭貸付が必要とされる目的(purpose)、ならびに、

(c) 当該金銭貸付に関連する一切の取引に基づく当該会社の責任の範囲

(5) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。

(a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、

(b) 他の法人の完全従属会社である法人

第198条 取締役に対する準金銭貸付：社員の認許の要件 (Quasi-loans to directors: requirement of members' approval)

(1) 本条は、これを、会社が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に適用する。

(a) 公開会社、または、

(b) 公開会社の関連会社 (a company associated with a public company)

(2) 本条が適用される会社は、次の各号に掲げる取引を行ってはならない。

(a) 当該会社またはその支配会社の取締役に対して準金銭貸付 (quasi-loan) を行うこと、または、

(b) 前号の取締役に対し第三者が行う準金銭貸付に関連して保証を行いまたは担保を提供すること

但し、当該取引が当該会社の社員の決議によって認許されている場合は、この限りでない。

(3) 前項の取締役が支配会社の取締役である場合は、当該取引は、支配会社の社員の決議によっても認許されたものでなければならない。

(4) 本条が適用される取引を認許する決議は、第5項に定める事項を明示した覚書(memorandum)が次の各号に掲げる方法により社員に供せられない限り、これを行うことができない。

- (a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付または提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、
 - (b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする15日以上の期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法
- (5) 開示すべき事項は次の各号に掲げる事項である。
- (a) 当該取引の性質、
 - (b) 準金銭貸付の額および準金銭貸付が必要とされる目的 (purpose)、ならびに、
 - (c) 当該準金銭貸付に関連する一切の取引に基づく当該会社の責任の範囲
- (6) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。
- (a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、
 - (b) 他の法人の完全従属会社である法人

第199条 「準金銭貸付」および関連用語の意味 (Meaning of “quasi-loan” and related expressions)

- (1) 「準金銭貸付」とは、次の各号に掲げるいずれかの条件のもとに、一方当事者(「債権者」)が他方当事者(「借主」)のために一定額を支払うことを合意し、もしくは、合意によらずに支払い、または、他方当事者の負担する費用 (expenditure) をその者(「借主」)のために弁済することを合意し、もしくは合意によらずに弁済することとなる取引をいう。
- (a) 借主(または借主の代わりにの者 (person on his behalf)) が債権者に対し弁済することを条件として、または、
 - (b) 借主に債権者に対する弁済責任を生じさせる事情によって
- (2) 準金銭貸付の相手方となる者は、借主をいう。
- (3) 準金銭貸付に基づく借主の責任は、借主の代わりに債権者に対し弁済することを合意した者の責任を含む。

第200条 取締役の関係者に対する金銭貸付または準金銭貸付：社員の認許の要件 (Loans or quasi-loans to persons connected with directors: requirement of members' approval)

- (1) 本条は、これを、会社が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に適用する。
- (a) 公開会社、または、
 - (b) 公開会社の関連会社 (a company associated with a public company)
- (2) 本条が適用される会社は、次の各号に掲げる取引を行ってはならない。
- (a) 当該会社またはその支配会社の取締役の関係者に対し金銭貸付または準金銭貸付 (quasi-loan) を行うこと、または、
 - (b) 前号の取締役の関係者に対し第三者が行う金銭貸付または準金銭貸付に関連して保証を行いまは担保を提供すること

但し、当該取引が当該会社の社員の決議によって認許されている場合は、この限りでない。

(3) 前項の関係者が支配会社の取締役の関係者である場合は、当該取引は、支配会社の社員の決議によっても認許されたものでなければならない。

(4) 本条が適用される取引を認許する決議は、第5項に定める事項を明示した覚書(memorandum)が次の各号に掲げる方法により社員に供せられない限り、これを行うことができない。

(a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付または提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、

(b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする15日以上の期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法

(5) 開示すべき事項は次の各号に掲げる事項である。

(a) 当該取引の性質、

(b) 金銭貸付または準金銭貸付の額および金銭貸付または準金銭貸付が必要とされる目的(purpose)、ならびに、

(c) 当該金銭貸付または準金銭貸付に関連する一切の取引に基づく当該会社の責任の範囲

(6) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。

(a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、

(b) 他の法人の完全従属会社である法人

第201条 信用取引：社員の認許の要件 (Credit transactions: requirement of members' approval)

(1) 本条は、これを、会社が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に適用する。

(a) 公開会社、または、

(b) 公開会社の関連会社(a company associated with a public company)

(2) 本条が適用される会社は、次の各号に掲げる取引を行ってはならない。

(a) 当該会社もしくはその支配会社の取締役または当該会社もしくはその支配会社の取締役の関係者のために債権者として信用取引(credit transaction)を行うこと、または、

(b) 前号の取締役またはその関係者のために第三者が債権者として行う信用取引に関連して保証を行いまたは担保を提供すること

但し、当該取引が当該会社の社員の決議によって認許されている場合は、この限りでない。

(3) 前項の取締役またはその関係者が支配会社の取締役またはその関係者である場合は、当該取引は、支配会社の社員の決議によっても認許されたものでなければならない。

(4) 本条が適用される取引を認許する決議は、第5項に定める事項を明示した覚書 (memorandum) が次の各号に掲げる方法により社員に供せられない限り、これを行うことができない。

- (a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付または提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、
 - (b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする15日以上期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法
- (5) 開示すべき事項は次の各号に掲げる事項である。
- (a) 当該取引の性質、
 - (b) 信用取引の価額 (value) および当該信用取引に基づいて売却されまたは処分され、リースされ、賃貸され、もしくは提供される土地、物品 (goods) または役務が必要とされる目的 (purpose)、ならびに、
 - (c) 当該信用取引に関連する一切の取引に基づく当該会社の責任の範囲
- (6) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。
- (a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、
 - (b) 他の法人の完全従属会社である法人

第202条 「信用取引」の意味 (Meaning of “credit transaction”)

- (1) 「信用取引」とは、一方当事者 (「債権者」) が次の各号に掲げる行為を行うこととなる取引をいう。
- (a) 割賦払い購入 (hire-purchase) 契約もしくは条件付売買契約 (conditional sale agreement) に基づき物品を供給しもしくは土地を売却すること、
 - (b) 定期的な支払いを対価として土地または物品をリースまたは賃貸すること、または、
 - (c) その他、支払い (一括払いもしくは分割払いによるか、または、定期的な支払いその他の方法によるかを問わない。) が猶予されるとの了解に基づき土地を処分し、もしくは、物品もしくは役務を提供すること
- (2) 信用取引の受益者となる者は、物品、土地または役務の提供、売却、リース、賃貸その他の処分が行われる相手方をいう。
- (3) 本条において、
- (a) 「条件付売買契約」は、1974年消費者信用法 (c.39) (the Consumer Credit Act 1974) におけると同様の意味を有し、
 - (b) 「役務」は、物品または土地以外のすべてのものをいう。

第203条 関連する取決め：社員の認許の要件 (Related arrangement: requirement of members' approval)

- (1) 会社は、次の各号に掲げることを行ってはならない。
- (a) (i) 第三者が、もし当該会社において行ったならば第197条、第198条、第

200条または第201条に基づいて認許を要したであろう取引を締結することとなり、且つ、(ii) 当該第三者がその取決めに従って当該会社または当該会社の関連法人から利益を得ることとなる取決めに関与すること、または、

- (b) 当該会社によって締結されたならば第197条、第198条、第200条または第201条に基づいて認許を要したであろう取引に基づく当該会社に対する権利、債務または責任の移転または当該会社による権利、債務または責任の引受けにつき取決めをすること

但し、当該取決めに当該会社の社員の決議により認許されている場合はこの限りでない。

(2) 前項の取引が当該会社の支配会社の取締役またはその関係者のために行われる場合は、前項の取決めに支配会社の社員の決議によっても認許されたものでなければならない。

(3) 本条が適用される取決めに認許する決議は、第4項に定める事項を明示した覚書(memorandum)が次の各号に掲げる方法により社員に供せられない限り、これを行うことができない。

(a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付または提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、

(b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする15日以上期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法

(4) 開示すべき事項は次の各号に掲げる事項である。

(a) 当該会社が当該取決めに関連する取引につき認許を求めようとする場合に開示されなければならない事項、

(b) 当該取決めの性質、ならびに、

(c) 当該取決めにまたは当該取決めに関連する取引に基づく当該会社の責任の範囲

(5) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。

(a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、

(b) 他の法人の完全従属会社である法人

(6) 本条の目的に関して、取引が当該会社によって締結されたならば第197条、第198条、第200条または第201条に基づいて認許を要したかどうかを決するに当たり、当該取引は、これを、当該取決めの日に締結されたものとみなすものとする。

第204条 会社の事業上の費用にかかる例外 (Exception for expenditure on company business)

(1) 第197条、第198条、第200条または第201条(金銭貸付等にかかる社員の認許の要件)に基づく認許は、会社が次の各号に掲げる目的のために何らかの行為を行う場合にはこれを要しない。

(a) 当該会社もしくはその支配会社の取締役または当該会社もしくはその支配会

社の取締役の関係者に対し、(i) 当該会社の目的 (the purposes) のために、または、(ii) 当該取締役が当該会社の役員 (officer) としての職務を適切に遂行することを可能ならしめるために、当該取締役が負担または負担することとなる費用をまかなうための資金 (funds) を提供すること、または、

(b) 前号の者が前号の費用を負担することを回避することを可能ならしめること

(2) 本条は、次の各号に掲げるものの合計額が 5 万ポンドを超える場合には、会社が取引を行うことを認めない。

(a) 当該取引の価額、および、

(b) その他の関連する取引または取決めの価額

第205条 訴訟手続きの防禦等の費用にかかる例外 (Exception for expenditure on defending proceedings etc)

(1) 第197条、第198条、第200条または第201条 (金銭貸付等にかかる社員の認許の要件) に基づく認許は、会社が次項に定める条件のもとで次の各号に掲げる目的のために何らかの行為を行う場合にはこれを要しない。

(a) 当該会社またはその支配会社の取締役に対し、(i) 申し立てられた、当該会社もしくはその関連会社に対する当該取締役の過失、任務懈怠、義務違反または信託違反にかかる一切の刑事訴訟手続または民事訴訟手続を防御するために、または、(ii) 救済の申立て (第5項参照) に関連して、当該取締役が負担または負担することとなる費用をまかなうための資金 (funds) を提供すること、または、

(b) 当該取締役が前号の費用の負担を回避することを可能ならしめること

(2) 前項の条件とは次の各号に掲げるものをいう。

(a) 次の場合に金銭貸付の返済が行われ、または、(場合により) 会社により行われた前項の行為に関連する取引に基づいて当該会社が負担する一切の責任が履行されること、ならびに、

(i) 当該取締役が訴訟手続きにおいて有罪判決を受けた場合、

(ii) 訴訟手続きにおいて当該取締役に不利な判決が下された場合、または、

(iii) 裁判所が取締役に対しその申立てにかかる救済を与えることを拒否した場合

(b) 前号の返済または履行が次の日以前に行われること

(i) 前号の有罪判決が確定する日、

(ii) 前号の判決が確定する日、または、

(iii) 前号の救済の拒絶が確定する日

(3) 本条の目的に関して、有罪判決、判決または救済の拒絶が確定するのは、次の各号に掲げる時である。

(a) それを不服として上訴が行われない場合は、上訴申立ての期限の終期

(b) それを不服として上訴が行われる場合は、当該上訴 (または再上訴) が却下された時

(4) 上訴が却下されるのは次の各号に掲げるいずれかの場合である。

- (a) 当該上訴が裁決され、且つ、再上訴を申し立てるための期間が満了している場合、または、
 - (b) 上訴が取り下げられる場合もしくはその他の方法で失効する場合
- (5) 第1項 a 号 ii において救済の申立てとは、次の規定に基づく救済の申立てをいう。

第661条第3項または第4項（善意の名義人による株式の取得の場合に救済を与えることができる裁判所の権限）、または、

第1157条（誠実且つ合理的な行為の場合に救済を与えることができる裁判所の一般的権限）

第206条 規制機関の措置または検査に関連する費用にかかる例外 (Exception for expenditure in connection with regulatory action or investigation)

第197条、第198条、第200条または第201条（金銭貸付等にかかる社員の認許の要件）に基づく認許は、会社が次の各号に掲げる目的のために何らかの行為を行う場合はこれを要しない。

- (a) 当該会社またはその支配会社の取締役に対し、当該取締役が、(i) 規制機関 (regulatory authority) による検査において、または、(ii) 規制機関により講じられることが計画されている措置に対して、自己を防禦するために負担しまたは負担することとなる費用をまかなうための資金 (funds) を提供すること、または、
- (b) 当該取締役が前号の費用の負担を回避することを可能ならしめること

第207条 少額取引および事業上の取引にかかる例外 (Exception for minor and business transactions)

(1) 第197条、第198条または第200条に基づく認許は、会社が金銭貸付もしくは準金銭貸付を行い、または、金銭貸付もしくは準金銭貸付に関連して保証を行いもしくは担保を提供する場合でも、次の各号に掲げるものの合計額が1万ポンドを超えないときは、これを要しない。

- (a) 当該取引の価額、および、
- (b) その他の関連する取引または取決めの価額

(2) 第201条に基づく認許は、会社が信用取引を行い、または、信用取引に関連して保証を行いもしくは担保を提供する場合でも、次の各号に掲げるものの合計額が1万5千ポンドを超えないときは、これを要しない。

- (a) 当該取引（すなわち信用取引、保証または担保）の価額、および、
- (b) その他の関連する取引または取決めの価額

(3) 第201条に基づく認許は、次の各号に掲げるいずれにも該当する場合には、会社が信用取引を行い、または、信用取引に関連して保証を行いもしくは担保を提供することについてこれを要しない。

- (a) 当該取引が当該会社により当該会社の通常の事業の過程において締結されること、および、
- (b) 当該取引の価額が、当該会社が取締役またはその関係者と同様の財政状態に

あるものの当該会社とは無関係である者に対し、またはその者に関連して提示したであろうと合理的に予測されるところを超えず、当該取引の締結の条件も当該会社が取締役またはその関係者と同様の財政状態にあるものの当該会社とは無関係である者に対し、またはその者に関連して提示したであろうと合理的に予測されるところより有利でないこと

第208条 グループ内取引にかかる例外 (Exception for intra-group transactions)

(1) 第197条、第198条または第200条に基づく認許は、次の各号に掲げるものにはこれを要しない。

- (a) 関連法人 (associated body corporate) に対して行う金銭貸付もしくは準金銭貸付、または、
 - (b) 関連法人に対して行われる金銭貸付もしくは準金銭貸付に関連して行う保証もしくは担保提供
- (2) 第201条に基づく認許は、次の各号に掲げるものにはこれを要しない。

- (a) 関連法人のために債権者として信用取引を行うこと、または、
- (b) 関連法人のために第三者により行われる信用取引に関連して保証を行いもしくは担保を提供すること

第209条 金銭貸付会社にかかる例外 (Exception for money-lending companies)

(1) 第197条、第198条または第200条に基づく認許は、次の各号に掲げるいずれにも該当する場合には、金銭貸付会社 (money-lending company) による金銭貸付もしくは準金銭貸付または金銭貸付もしくは準金銭貸付に関連する保証もしくは担保提供にはこれを要しない。

- (a) 当該取引 (すなわち、金銭貸付、準金銭貸付、保証または担保提供) が当該会社により当該会社の通常の事業の過程において行われること、および、
- (b) 当該取引の価額が、当該会社が取締役またはその関係者と同様の財政状態にあるものの当該会社とは無関係である者に対し、またはその者に関連して提示したであろうと合理的に予測されるところを超えず、当該取引の締結の条件も当該会社が取締役またはその関係者と同様の財政状態にあるものの当該会社とは無関係である者に対し、またはその者に関連して提示したであろうと合理的に予測されるところより有利でないこと

(2) 「金銭貸付会社」とは、通常の事業として金銭貸付もしくは準金銭貸付または金銭貸付もしくは準金銭貸付に関連する保証もしくは担保提供を含む会社をいう。

(3) 第1項b号に定める条件は、住宅関連金銭貸付 (home loan) が会社によりその従業員に対して通常行われており、且つ、次の各号に掲げる者に対してなされる当該貸付の条件が当該会社により通常行われる住宅関連金銭貸付の条件より有利でない場合には、当該会社が住宅関連金銭貸付を次の各号に掲げる者に対して行うことを妨げるものではない。

- (a) 当該会社もしくはその支配会社の取締役、または、
- (b) 当該会社の従業員

(4) 第3項の目的に関して、「住宅関連金銭貸付」とは次の各号に掲げる目的のため

になされる金銭貸付をいう。

- (a) 当該金銭貸付を受ける者の唯一のまたは主たる住居として使用するために住宅 (dwelling-house) の全部または一部を当該住宅に占有され付随する土地とともに購入することを援助するための金銭貸付,
- (b) 当該金銭貸付を受ける者の唯一のまたは主たる住居として使用するために住宅もしくはその一部または当該住宅に占有され付随する土地を改良するための金銭貸付, または,
- (c) 第三者によりなされた金銭貸付であって前2号のいずれかに該当するものに代わる金銭貸付

第210条 その他の関連する取引または取決め (Other relevant transactions or arrangements)

(1) 本条は、第197条、第198条、第200条または第201条に対するすべての例外の目的に関して何が「その他の関連する取引または取決め」であるかを決する効果を有する。以下の規定において「当該例外」とは、その例外の目的に関して「その他の関連する取引または取決め」が決められることとなる例外をいう。

(2) その他の関連する取引または取決めとは、以下の条件を満たす当該取引または取決めに先立って締結された取引もしくは取決め、または当該取引または取決めと同時に締結された取引もしくは取決めである。

(3) 当該取引または取決めが次の各号に掲げるいずれかの者のために締結される場合、当該取引または取決めが、当該取締役またはその関係者のために、当該例外によって当該会社によりまたはそのいずれかの従属会社により締結されたことが、前項の条件である。

- (a) 当該取引または取決めに締結する会社の取締役、または、
- (b) 前号の取締役の関係者

(4) 当該取引または取決めが次の各号に掲げるいずれかの者のために締結される場合、当該取引または取決めが、当該取締役またはその関係者のために、当該例外によって当該支配会社によりまたはそのいずれかの従属会社により締結されたことが、第2項の条件である。

- (a) 当該取引または取決めに締結する会社の支配会社の取締役、または、
- (b) 前号の取締役の関係者

(5) 当該取引または取決めが締結された時点において次の各号に掲げるいずれかに該当した会社によって締結される取引または取決めは、当該会社が、その取引または取決めが当該例外に含まれるかどうか問題となる時点においてもはや従属会社でない場合は、関連する取引または取決めに当たらない。

- (a) その取引または取決めに締結した会社の従属会社、または、
- (b) 前号の会社の支配会社の従属会社

第211条 取引または取決めの価額 (The value of transactions and arrangements)

(1) 第197条ないし第214条 (金銭貸付等) の目的に関して、

- (a) 取引または取決めの価額 (value) は次項以下に従って決められ、

- (b) その他の関連する取引または取決めの価額は、前号の取引または取決めがなされた者の責任が減額されている場合は次項以下に従って決められる額からその減額分が控除されたものとみなす。
- (2) 金銭貸付の価額は、当該金銭貸付の元本の額である。
- (3) 準金銭貸付の価額は、当該準金銭貸付がなされる相手方が債権者に対し弁済すべき責任を負う額または極度額 (maximum amount) である。
- (4) 信用取引の価額は、当該取引が関連する物品、役務または土地が (当該取引が締結される時点において) 通常の事業の過程において、当該取引に基づいて提供された場合または提供されることとなる場合と同一の条件 (価格を除く。) で提供されたとすれば当該物品、役務または土地の対価として得られるものと合理的に期待される金額である。
- (5) 保証または担保の価額は、被保証額または被担保債権額である。
- (6) 第203条 (関連する取決め) が適用される取決めの価額は、当該取決めが関連する取引の価額である。
- (7) 取引または取決めの価額を確定金額として表示することができない場合は、
- (a) 当該取引または取決めに基づいて生ずる責任の額が確定しえないことが理由であるか、その他の理由によるかを問わず、
- (b) 当該取引または取決めに基づく責任が減額されているか否かを問わず、
- 当該取引または取決めの価額は、5万ポンドを超えるものとみなす。

第212条 その者のために取引または取決めが締結される者 (The person for whom a transaction or arrangement is entered into)

第197条ないし第214条 (金銭貸付等) の目的に関して、その者のために取引または取決めが締結される者とは、次の各号に掲げる者である。

- (a) 金銭貸付もしくは準金銭貸付の場合は、金銭貸付もしくは準金銭貸付が行われる相手方、
- (b) 信用取引の場合は、当該取引に基づいて物品、土地または役務の提供、売却、賃貸、リース、その他の処分が行われる相手方、
- (c) 保証もしくは担保提供の場合は、その者のために当該保証または担保提供が関係する取引が行われる者、
- (d) 第203条 (関連する取決め) にいう取決めの場合は、その者のために当該取決めに関連する取引が行われる者

第213条 金銭貸付等：違反に対する民事上の効果 (Loans etc: civil consequences of contravention)

- (1) 本条は、これを、会社が第197条、第198条、第200条、第201条または第203条 (金銭貸付等) にかかる社員の認許の要件) に違反して取引または取決めに締結する場合に適用する。
- (2) 前項の取引または取決めは、当該会社の選択によりこれを無効とすることができる。但し、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りでない。
- (a) 当該取引または取決めの目的 (the subject matter) であった金銭その他の資

- 産の回復 (restitution) がもはや不能である場合、
- (b) 当該会社が当該取引または取決めから生ずる損失または損害について賠償を受けている場合、または、
- (c) 当該取引または取決めの当事者でない者が誠実に、有償で、且つ、違反につき現実に知らずに取得した権利が無効主張により影響を受ける場合
- (3) 第197条、第198条、第200条、第201条または第203条に違反する取引または取決めが無効とされたか否かにかかわらず、第4項に定める者はそれぞれ次の各号に掲げる責任を負う。
- (a) 当該会社に対しその者が当該取引または取決めによって直接または間接に得た利得 (gain) を返還する (account) 責任
- (b) (本条に基づく責任を負う他の者と連帯して) 当該会社に対し当該取引または取決めから生ずる一切の損失または損害を賠償する (indemnify) 責任
- (4) 前項の責任を負う者は、次の各号に掲げる者である。
- (a) 当該会社が第197条、第198条、第201条または第203条に違反する取引または取決め締結した相手方たる、当該会社またはその支配会社の取締役
- (b) 当該会社が第197条、第198条、第201条または第203条に違反する取引または取決めを締結した、当該会社またはその支配会社の取締役の関係者
- (c) 前号の者が関係を有する当該会社またはその支配会社の取締役
- (d) 当該取引または取決めを承認した当該会社のすべての取締役
- (5) 第3項および第4項は、第6項および第7項に従う。
- (6) 会社が第200条、第201条または第203条に違反して当該会社またはその支配会社の取締役の関係者と締結した取引または取決めの場合に、当該取締役が、当該会社による関連条規の遵守を確保するためのあらゆる合理的措置を講じたことを証明するときは、当該取締役は第4項c号による責任を負わない。
- (7) いかなる場合でも、
- (a) 当該会社またはその支配会社の取締役の関係者が第4項b号による責任を負わず、
- (b) 取締役が第4項d号による責任を負わないのは、
当該関係者または取締役が、当該取引または取決めが締結された時において関連条規違反を構成する関連事実 (the relevant circumstances) を知らなかったことを証明するときである。
- (8) 本条は、これを、当該取引または取決めに対する異議申立てを認めまたは会社に対する何らかの責任を生じさせる他の一切の法規 (enactment) またはコモンロー・ルール (rule of law) の適用を排除するものとして解釈しないものとする。
- 第214条 金銭貸付等：追認の効果 (Loans etc: effect of subsequent affirmation)**
- 第197条、第198条、第200条、第201条または第203条 (金銭貸付等にかかる社員の認許の要件) に違反する取引または取決めが会社によって締結される場合であっても、合理的な期間内に当該取引または取決めが次の各号に掲げる方法により追認されるときは、当該取引または取決めはもはや第213条に基づいてこれを無効とすること

ができない。

- (a) 当該会社の社員の決議の要件に違反する場合は、当該会社の社員の決議、および、
- (b) 当該会社の支配会社の社員の決議の要件に違反する場合は、当該支配会社の社員の決議

地位喪失を理由とする支払い (Payments for loss of office)

第215条 地位喪失を理由とする支払い (Payments for loss of office)

(1) 本章において、「地位喪失を理由とする支払い」とは、会社の取締役または元取締役に対してなされる次の各号に掲げるいずれかの支払いをいう。

- (a) 当該会社の取締役としての地位の喪失に対する補償 (compensation for loss of office) としてなされる支払い
 - (b) 当該会社の取締役である間にまたは当該会社の取締役でなくなることに関連して、(i) 当該会社の業務の運営 (management) に関連するその他の役職もしくは雇用関係の喪失、または、(ii) 当該会社のいずれかの従属企業の業務の運営に関連する役職 (取締役その他の役職) もしくは雇用関係の喪失に対する補償としてなされる支払い、
 - (c) 当該会社の取締役の退任 (retirement) に対するまたはその退任に関連する対価 (consideration) としての支払い、または、
 - (d) 当該会社の取締役である間にまたは当該会社の取締役でなくなることに関連して、(i) 当該会社の業務の運営 (management) に関連するその他の役職もしくは雇用関係の退任、または、(ii) 当該会社のいずれかの従属企業の業務の運営に関連する役職 (取締役その他の役職) もしくは雇用関係の退任に対するまたはその退任に関連する対価としての支払い
- (2) 補償および対価とは金銭以外の給付 (benefits) を含み、本章において支払いとはそれに対応する意味 (corresponding meaning) を有する。
- (3) 第217条ないし第221条 (社員の認許を要する支払い) の目的に関して、次の各号のいずれかに掲げる支払いは、これを当該取締役に対する支払いとみなす。

- (a) 取締役の関係者に対する支払い、または、
- (b) 取締役もしくはその関係者の指図でまたは当該取締役もしくはその関係者の利益のために第三者に対してなされる支払い

(4) 第217条ないし第221条において、ある者による支払いは、当該者の指図でまたは当該者のために第三者によりなされる支払いを含む。

第216条 地位喪失を理由とする支払いとみなされる額 (Amounts taken to be payments for loss of office)

(1) 本条は、これを、第218条または第219条 (事業、財産または株式の譲渡に関連してなされる支払い) にいう譲渡 (transfer) に関連して当該会社の取締役が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合に適用する。

- (a) 取締役がその任を終える場合、または、

- (b) 取締役が、(i) 当該会社の業務の運営 (management) に関連するその他の役職もしくは雇用関係、もしくは、(ii) 当該会社のいずれかの従属企業の業務の運営に関連する役職 (取締役その他の役職) もしくは雇用関係を終了する場合
- (2) 前項の譲渡に関連して、
- (a) 取締役により保有されている当該会社の株式の対価として当該取締役に対し支払われる金額が、その時に同じ種類の株式の他の保有者により得られたはずの金額を超えている場合、または、
 - (b) 当該取締役に対し当該会社以外の者によって金銭に見積もることができる何らかの対価が給付される場合は、
超過額または場合により当該対価の金銭評価額 (money value) は、第218条または第219条の目的に関して、これを、地位喪失を理由とする対価であったものとみなす。

第217条 会社による支払い：社員の認許の要件 (Payment by company: requirement of members' approval)

- (1) 会社は、当該会社の取締役に對し地位喪失を理由とする支払いを行うことができない。但し、当該支払いが当該会社の社員の決議により認許されている場合は、この限りでない。
- (2) 会社は、当該会社の支配会社の取締役に對し地位喪失を理由とする支払いを行うことができない。但し、当該支払いが当該会社および当該会社の支配会社のそれぞれの社員の決議により認許されている場合は、この限りでない。
- (3) 本条が適用される支払いを認許する決議は、当該支払いの計画の詳細 (particulars) (支払い額を含む) を明示した覚書 (memorandum) が次の各号に掲げるいずれかの方法により、認許を行うことを求められている当該会社の社員に供せられない限り、これを行うことができない。
 - (a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付または提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、
 - (b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする15日以上期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法
- (4) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。
 - (a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、
 - (b) 他の法人の完全従属会社である法人

第218条 事業等の譲渡に関連してなされる支払い：社員の認許の要件 (Payment in connection with transfer of undertaking etc: requirement of members' approval)

- (1) 地位喪失を理由とする支払いは、何者であれこれを会社の取締役に對し当該会社の事業 (undertaking) または財産 (property) の全部または一部の譲渡に関連して行うことができない。但し、当該支払いが当該会社の社員の認許を得ている場合は

この限りでない。

(2) 地位喪失を理由とする支払いは、何者であれこれを会社の取締役に対し当該会社の従属会社の事業 (undertaking) または財産 (property) の全部または一部の譲渡に関連して行うことができない。但し、当該支払いが当該会社および当該従属会社のそれぞれの社員の認許を得ている場合はこの限りでない。

(3) 本条が適用される支払いを認許する決議は、当該支払いの計画の詳細 (particulars) (支払い額を含む) を明示した覚書 (memorandum) が次の各号に掲げる方法により、認許を行うことを求められている当該会社の社員に供せられない限り、これを行うことができない。

(a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付または提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、

(b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする15日以上の期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法

(4) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。

(a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、

(b) 他の法人の完全従属会社である法人

(5) 次の各号に掲げる取決めに従って行われる支払いは、これを本条が適用される支払いと推定する。

(a) 本条にいう譲渡の合意の一部として締結される取決め、または、当該合意の締結の前1年以内もしくは当該合意の締結の後2年以内に締結される取決めであって、

(b) 当該譲渡の目的である事業または財産を有する会社、もしくは、当該譲渡が行われる相手方が関係のある (privy) 取決め

第219条 株式譲渡に関連してなされる支払い：社員の認許の要件 (Payment in connection with share transfer: requirement of members' approval)

(1) 地位喪失を理由とする支払いは、何者であれこれを会社の取締役に対し、株式公開買付 (take over bid) により行われる当該会社または当該会社の従属会社の株式の譲渡に関連して行うことができない。但し、当該支払いが当該株主の認許を得ている場合はこの限りでない。

(2) 前項の当該株主とは、株式公開買付が関連する株式の保有者および当該株式のいずれかのもとの同一種類の株式の保有者である。

(3) 本条が適用される支払いを認許する決議は、当該支払いの計画の詳細 (particulars) (支払い額を含む) を明示した覚書 (memorandum) が次の各号に掲げる方法により、認許を行うことを求められている当該会社の社員に供せられない限り、これを行うことができない。

(a) 書面決議の場合は、当該覚書を、すべての資格ある社員に対し議案が送付ま

たは提案される時においてまたはその時以前に、すべての資格ある社員に対し送付または提案する方法、または、

(b) 社員総会での決議の場合は、当該覚書を、(i) 当該社員総会の日を終期とする15日以上の期間、当該会社の登記営業所において、且つ、(ii) 当該社員総会において、当該会社の社員の閲覧に供する方法

(4) 公開買付者または(第988条に定める)公開買付者の関係者(associate)は、当該決議につき議決権を行使することができない。但し、公開買付者またはその関係者は、

(a) 当該決議が書面決議として提案されている場合は、当該決議の写しの送付を受けることができ、

(b) 当該決議を検討する一切の総会につき、当該総会の通知を受け、当該総会に出席して発言し、(自らまたは代理人を通じて)当該総会に出席した場合は定足数に算入させることができる。

(5) 当該決議を検討する一切の総会において定足数を満たさず、且つ、当該総会が後日に延期された後に再び定足数を満たさない場合は、当該支払いは(本条の目的に関して)これを認許されたものとみなす。

(6) 次の各号に掲げるいずれかに該当する法人の社員の側には、本条に基づく認許が必要とされない。

(a) 連合王国において登記した会社でない法人、または、

(b) 他の法人の完全従属会社である法人

(7) 次の各号に掲げる取決めに従って行われる支払いは、これを本条が適用される支払いと推定する。

(a) 本条にいう譲渡の合意の一部として締結される取決め、または、当該合意の締結の前1年以内もしくは当該合意の締結の後2年以内に締結される取決めであって、

(b) 株式公開買付の対象である株式の発行会社、もしくは、当該譲渡が行われる相手方が関係のある(privy)取決め

第220条 法的義務の履行としてなされる支払い等にかかる例外(Exception for payments in discharge of legal obligations etc)

(1) 第217条、第218条または第219条(社員の認許を要する支払い)に基づく認許は、誠実に(in good faith)行われる支払いであって、次の各号に掲げるいずれかに該当するものについては、これを要しない。

(a) (以下に定義される)既存の法的義務の履行としてなされる支払い、

(b) 既存の法的義務の違反を理由とする損害賠償としてなされる支払い、

(c) ある者の役職(office)または雇用関係の終了に関連して生ずる請求権にかかる示談もしくは和解(settlement or compromise)としてなされる支払い

(d) 過去の役務に関連する年金としてなされる支払い

(2) 第217条(会社による支払い)にいう支払いに関連して、既存の法的義務とは、地位喪失を理由とする支払いを生じさせる事由(event)に関連してまたは当該事実

の結果として合意されたものでない、当該会社またはそのいずれかの関連法人の義務をいう。

(3) 第218条または第219条（事業、財産または株式の譲渡に関連してなされる支払い）にいう支払いに関連して、既存の法的義務とは、当該譲渡の目的のためにまたは当該譲渡の結果として合意されたものでない、支払いを行う者の義務をいう。

(4) 第217条および第218条の双方に該当する支払い、または、第217条および第219条の双方に該当する支払いの場合は、第2項が適用され、第3項は適用されない。

(5) 支払いが、その一部が第1項に該当するものの、第1項に該当しない部分も含む場合は、これを、それぞれの部分が別個の支払いを構成するものとみなさない。

第221条 少額支払いにかかる例外 (Exception for small payments)

(1) 第217条、第218条または第219条（社員の認許を要する支払い）に基づく認許は、次の各号に掲げる場合には、これを要しない。

(a) 当該支払いが会社またはそのいずれかの従属会社によって行われ、且つ、

(b) 当該支払いの額または価額が、その他の関連する一切の支払いの額または価額と合わせて、200ポンドを超えない場合

(2) 本条の目的に関して、「その他の関連する支払い」(other relevant payments)とは、以下の条件を満たす、地位喪失を理由とする支払いをいう。

(3) 当該支払いが、第217条（会社による支払い）が適用される支払いである場合は、その他の支払いが、

(a) 当該支払いを行う会社またはその会社のいずれかの従属会社によって、

(b) 当該支払いが行われる相手方である取締役に対し、

(c) 同一の事由に関連して

支払われたことまたは支払われることが、条件である。

(4) 当該支払いが、第218条または第219条（事業、財産または株式の譲渡に関連してなされる支払い）が適用される支払いである場合は、その他の支払いが、

(a) 当該支払いが行われる相手方である取締役に対し、

(b) 当該支払いを行う会社またはその会社のいずれかの従属会社によって、

同一の譲渡に関連して支払われたことまたは支払われることが、条件である。

第222条 認許を欠いて行われた支払い：民事上の効果 (Payments made without approval: civil consequences)

(1) 支払いが第217条（会社による支払い）に違反して行われる場合、

(a) 当該支払いは、その受領者によって、当該支払いを行う会社のために信託保有され、

(b) 当該支払いを承認したすべての取締役は、連帯して、当該支払いを行った会社に対し当該支払いから生ずる一切の損失を賠償する責任を負う。

(2) 支払いが第218条（事業譲渡等に関連してなされる支払い）に違反して行われる場合、当該支払いは、譲渡されるまたは譲渡が計画されている事業または財産を有する会社のために信託保有される。

(3) 支払いが第219条（株式譲渡に関連してなされる支払い）に違反して行われる場

合、

- (a) 当該支払いは、その受領者によって、株式公開買付の結果として自己の株式を売却した者のために信託保有され、
- (b) 当該支払いの受領者がその金額を前号の者に分配する場合に負担する費用は、当該受領者がこれを負担するものとし、当該受領者が当該金額からこれを差し引いて留保しないものとする。
- (4) 支払いが第217条および第218条に違反する場合、本条の第2項が第1項に優先して適用される。
- (5) 支払いが第217条および第219条に違反する場合、裁判所の別段の命令がない限り、本条の第3項が第1項に優先して適用される。

補則 (Supplementary)

第223条 社員の認許を要する取引：影の取締役に対する規定の適用 (Transactions requiring members' approval: application of provisions to shadow directors)

- (1) 次の各号に掲げる各条の目的に関して、影の取締役はこれを取締役とみなす。
 - (a) 第188条および第189条 (取締役の任用契約)、
 - (b) 第190条ないし第196条 (財産取引)、
 - (c) 第197条ないし第214条 (金銭貸付等)、ならびに、
 - (d) 第215条ないし第222条 (地位喪失を理由とする支払い)
- (2) 前項に掲げる規定において取締役としての地位の喪失の語は、これを、ある者の影の取締役としての地位の喪失に関して適用しない。

第224条 書面決議による認許：偶発的な覚書の送付懈怠 (Approval by written resolution: accidental failure to send memorandum)

- (1) (a) 本章に基づく認許が書面決議をもって求められ、且つ、
 - (b) 本章に基づいて覚書が当該決議の成立前にすべての資格ある社員に対し送付または提案されることを要する場合は、

1人または複数の社員に対する当該覚書の送付または提案の偶発的な懈怠 (accidental failure) は、要件が満たされたかどうかを決するという目的に関して、これを無視するものとする。

- (2) 第1項は、当該会社の定款 (articles) の規定に従うことを条件として効力を有する。

第225条 認許が複数の規定に基づいて要求される場合 (Cases where approval is required under more than one provision)

- (1) 認許は、本章の複数の規定に基づいて要求されることがある。
- (2) 認許が本章の複数の規定に基づいて要求される場合、適用される各規定の要件が充足されなければならない。
- (3) 本条は、各規定の目的に関して別個の決議を要求するものでない。

第226条 チャリティ委員会の同意の要件：チャリティ団体である会社 (Requirement of consent of Charity Commission: companies that are charities)

1993年チャリティ法の第66条は、次の規定にこれを改める。

「第66条 チャリティ会社の社員による認許等について要求されるチャリティ委員会の同意 (Consent of Commission required for approval etc by members of charitable companies)

(1) 会社がチャリティ団体である場合、次の各号に掲げるものは、チャリティ委員会による事前の同意を得ない限り、その効力を有しない。

(a) 2006年会社法第10編の第4章の規定(社員による認許を要する取締役との取引)のうち第2項に列挙された規定に基づいて当該会社の社員により行われる一切の認許、および、

(b) 2006年会社法第196条または第214条(認許を欠く財産取引および金銭貸付)に基づいて当該会社の社員により行われる追認 (affirmation)

(2) 前項にいう規定は、次の各号に掲げるとおりである。

(a) 第188条(取締役の長期任用契約)

(b) 第190条(取締役等との重要財産取引)

(c) 第197条、第198条または第200条(取締役等に対する金銭貸付および準金銭貸付)

(d) 第201条(取締役等のためになされる信用取引)

(e) 第203条(関連する取決め)

(f) 第217条(地位喪失を理由とする取締役に対する支払い)

(g) 第218条(地位喪失を理由とする取締役に対する支払い：事業等の譲渡)

第66A条 チャリティ会社の一定の行為に要求されるチャリティ委員会の同意 (Consent of Commission required for certain acts of charitable company)

(1) チャリティ団体である会社は、本条が適用される行為を、チャリティ委員会による事前の同意を得ずに行うことができない。

(2) 本条は、これを、次の各号に掲げる行為に適用する。

(a) 2006年会社法第10編の第4章の規定(取締役との取引)のうち列挙規定 (listed provision) に基づく当該会社の社員による認許を要しない行為であるが、

(b) 他の法人の完全従属会社である法人の社員の側における認許の要件を排除する列挙規定中の免除がなければ当該会社の社員の認許を要することになるもの

(3) 列挙規定とは、第66条第2項に列挙された規定を云う。

(4) 会社が本条に違反する行為を行う場合、第2項b号にいう免除はこれを当該行為に対する関係で効力を有しないものとみなすものとする。」

[中村信男]

[付記] 本稿は、平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(C))による研究「イギリス新会社法の基礎的・全体的研究およびわが国会社法との比較研究」(課題番号19530081)の研究成果の一部である。